

2025 年 1 月

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先：〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話：03-5357-1572

e-mail：info@officetsumugu.com

ハローワークにおける求人不受理の対象が追加されます

◆ハローワークにおける求人不受理の対象とは？

ハローワークの求人は、労働関係法令の規定に違反し、企業名公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができると、職業安定法の政令に規定されています。

例えば、労働基準法や最低賃金法の規定に、過去 1 年間に 2 回以上、同一条項違反で是正指導を受けた場合は是正後 6 カ月経過まで不受理となります。送検・公表された場合は、送検後概ね 1 年経過まで不受理となります。また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の規定に違反し、是正を求める勧告等に従わずに公表された場合も是正後 6 カ月経過まで不受理となります。

◆改正育児・介護休業法の施行にあわせて求人不受理の対象が追加

2024 年の通常国会で成立した改正育児・介護休業法は、一部が 2025 年 4 月 1 日と 2025 年 10 月 1 日の 2 回に分けて施行されます。この改正法の施行にあわせて、求人不受理の対象が追加されます。

具体的には、労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いの禁止への違反が、2025 年 4 月 1 日から追加されます。

また、(1)労働者から確認された就業に関する条件に係る意向の内容を理由とした不利益取扱いの禁止、(2)柔軟な働き方を実現するための措置（3 歳から小学校就学までの子を養育する労働者に対する始業時刻等の変更等の措置）の実施義務、(3)事業主が講じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止を定めた規定への違反について、2025 年 10 月 1 日から追加されます。

【厚生労働省「第 376 回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会 資料」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45125.html

68～77 歳の就業状況に関する調査結果 ～厚生労働省「中高年縦断調査」結果から

◆中高年者縦断調査とは

厚生労働省は、令和 5 年の「中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）」の結果を公表しました。中高年者縦断調査は、平成 17 年 10 月末に 50～59 歳であった全国の中高年者世代の男女に対して、家族の状況、健康の状況、就業の状況などを継続的に調査したものです。第 19 回（令和 5 年）調査では、68～77 歳の第 1 回（平成 17 年）調査から協力が得られた 15,523 人について集計しています。以下、本調査の就業状況についてまとめていきます。

◆就業状況の変化

就業状況の変化をみると、「正規の職員・従業員」は、第 1 回調査（50～59 歳）では 38.7%でしたが、第 19 回調査（68～77 歳）は 2.4%と減少しています。また、「パート・アルバイト」は、第 1 回は 17.0%で第 19 回は 13.2%、「自営業主、家族従業者」は、第 1 回は 15.2%で第 19 回は 11.5%と減少傾向となっています。

なお、仕事をしていない人の割合は、第 1 回は 18.1%でしたが、第 19 回は 64.1%で、年齢を追うごとに高くなっています。

◆仕事をしている理由

仕事をしている人の仕事をしている理由を比較可能な第 6 回（55～64 歳）と比較すると、第 6 回では「現在の生活費のため」が男性 86.6%、女性 60.6%と最も高く、次いで、男性は「将来の生活資金のため」40.4%、女性は「現在の生活費を補うため」39.5%と高くなっています。一方、第 19 回では「健康を維持するため」が男性 53.8%、女性 55.8%と最も高く、次いで、男性は「現在の生活費のため」52.4%、女性は「社会とのつながりを維持したいから」43.4%となっています。

◆就業希望の状況

第 19 回調査で、仕事をしていない人のうち「仕事をしたい」と思っている人の割合は、男性 14.2%、女性 10.2%となっています。年齢階級別にみると、68・69 歳で男性 19.1%、女性 13.2%と最も高くなっています。

【厚生労働省「第 19 回中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/judan/chukou24/dl/gaikyou.pdf>

助成金を活用してみませんか？ ～事業主のための雇用関係助成金

◆助成金をご存じですか？

雇用関係助成金とは、厚生労働省が提供する人材の雇用に関わる助成金です。

労働者の雇用環境を安定させ、雇用の拡大を図るための政策の一環として設けられており、雇用機会の拡大や障害者雇用、労働者の能力開発といった目的を果たした事業者に対し助成金を支給しています。

◆様々な助成金

雇用関係助成金には様々な種類のものがあります。

- | | |
|-------------------|---|
| ○新たに労働者を雇い入れる | ➡ 特定求職者雇用開発助成金、他 |
| ○労働条件の改善を図る | ➡ 働き方改革推進支援助成金、他 |
| ○労働者の雇用環境の整備を図る | ➡ キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金、
65歳超雇用推進助成金、障害者介助等助成金、他 |
| ○仕事と家庭の両立支援等に取り組む | ➡ 両立支援等助成金、他 |
| ○労働者の職業能力の向上を図る | ➡ 人材開発支援助成金、他 |

【厚生労働省「雇用関係助成金検索ツール」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

要件に当てはまれば各種助成金の支給を受けられる会社様も多いかと思われます。しかし、助成金は上記のように種類も多いうえ、申請書類作成、添付書類が多く複雑であるため、決断がつかず、実行をためらう会社様もまた、多いかと思われます。

“申請できそうな助成金はあるのだろうか？”、“そもそも申請できるのだろうか？”、“申請要件が難しくて分からないし、実務も複雑で大変そう…”

各々の会社様のお悩みに沿った助成金の制度の有無をお調べし、受給の可能性を検討したうえで各種手続の代行、申請のサポートをいたします。

ご興味がございましたらお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

1 月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10 日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
※ただし、6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和 6 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日まで
に納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】

31 日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出【税務署】
- 給与支払報告書の提出＜1 月 1 日現在のもの＞【市区町村】
- 固定資産税の償却資産に関する申告【市区町村】
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第 4 期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出＜休業 4 日未満、10 月～12 月分＞【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険料納付＜延納第 3 期分＞
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】
- 固定資産税に係る住宅用地の申告【市区町村】

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出【給与の支払者（所轄税務署）】
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え【給与の支払者】

【当事務所よりひとこと】

新年明けましておめでとうございます。

1 月の事務所だよりをお届けします。「ハローワークにおける求人不受理対象追加について」、「68～77 歳の就業状況に関する調査結果」、「助成金について」です。お読みいただけますと幸いです。

本年も皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいります。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。